

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号 101] 1. 市税 収入及び 国民健康 保険税に 係る未収 債権につ いて	① 口頭での分納誓 約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約は文書により行うことが基本であるが、実際には、口頭での分納誓約が事実上行われている。口頭での分納誓約案件のうち、実際には納付されないまま、滞納者が亡くなるなどのケースがあった。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上も留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に関係する指摘であることから関係部署で協議を進めていましたが、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を目安として示すこととしました。 今後は示された基準を目安として、担当部署が個別に、文書による誓約を求めるかどうかを判断して対応します。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	49
[債権番 号：102] 2. 国民 健康保険 料及び後 期高齢者 医療保険 料に係る 未収債権 について	① 口頭での分納誓 約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約による時効の中断は、滞納債権が2年間の徒過により債権として消滅するのを防ぐ努力の成果であると評価することができる。 その一方で、分納誓約に際しては文書により滞納者から申請を受け、決定することが適切な債権の確保のためには必要である。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に関係する指摘であることから関係部署で協議を進めていましたが、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を目安として示すこととしました。 今後は示された基準を目安として、担当部署が個別に、文書による誓約を求めるかどうかを判断して対応します。</p>	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	62
[債権番 号：204] 4. こども ルーム保 育料に係 る未収債 権の基本 情報につ いて	⑤ 延滞金の算定及 び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、こどもルーム保育料の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考えます。</p> <p>【結果】 こどもルーム保育料の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとすることもやむを得ないものと考えます。</p>	<p>全庁的な取り組みとして、確定延滞金までの延滞金徴収を行います。令和4年4月分のこどもルーム保育料より、延滞金計算の対象とする予定です。 これに伴い、令和3年度はシステムの改修を予定しています。</p>	措置等を講じた	学童保育課	子ども部	139

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号: 205] 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	⑥ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b>                      児童扶養手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。                      非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童扶養手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。                      このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考えます。</p> <p><b>【結果】</b>                      児童扶養手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。                      なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。                      また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものと考えます。</p>	令和4年度から延滞金の徴収を開始することとしました。	措置等を講じた	こども福祉課	子ども部	150
[債権番号: 206] 6. 児童手当返還金及び子ども手当返還金に係る未収債権について	③ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b>                      児童手当返還金及び子ども手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。                      非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童手当返還金及び子ども手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。                      このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものと考えます。</p> <p><b>【結果】</b>                      児童手当返還金及び子ども手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。                      なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。                      また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものと考えます。</p>	令和4年度から延滞金の徴収を開始することとしました。	措置等を講じた	こども福祉課	子ども部	160
[債権番号: 209] 9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について	④ 催告書の発送事務の適時性について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b>                      催告書の発送時期については、規定が存在しないが、督促状に明記している納期限（発行日から起算して10日後）に納付されなかった事実を把握したときから速やかに催告を行うことが期待されているものと考えます。しかし、催告書の中には、督促状の発行日から起算して約2年以上経過して催告書を債務者に発行している事例があった。                      この催告書の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、催告書の交付を適時適切に実施する必要がある。</p> <p><b>【結果】</b>                      催告書の発行時期については、合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築されたい。</p>	催告に関しては、収納率向上の観点からも、全庁的な方針として催告の手段、時期及び回数に関する基準を必ず設定することとしました。 今後、この旨を債権管理課から全庁に周知し、各課で基準を設定し運用します。	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	184

監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号: 301] 2. 訴訟費用に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p>【現状・問題点】 確定した訴訟費用については、遅くとも債務者が訴訟費用額の確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5%の割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務名義としての訴訟費用額の確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からは、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。	措置等を講じた	債権管理課	財政部	190
[債権番号: 302] 2. 強制執行費用に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p>【現状・問題点】 建物明渡の強制執行費用については、遅くとも債務者が強制執行費用額確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5パーセントの割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務名義としての強制執行費用額確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からも、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。	措置等を講じた	債権管理課	財政部	196
[債権番号: 306] 7. 過誤払返還金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 過誤払返還金の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、遅延損害金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、過誤払返還金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 過誤払返還金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、指定障害福祉サービス事業者は、障害者が可能な限り身近な場所で日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを受けるためのサービス提供事業を担っており、国や市で定められた報酬により事業運営をしている。このため、遅延損害金の請求に際しては、障害福祉サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる障害福祉サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。	措置等を講じた	障害福祉課	保健福祉部	224



監査対象/ テーマ	項目	指摘/ 意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
<p>[債権番号：307] 8. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について</p>	<p>② 遅延損害金の算定及び請求等について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 市営住宅等使用料の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。担当課では、他の私債権に係る遅延損害金を算定・請求していないことを認識していることから、市営住宅等使用料の遅延損害金だけ算定・請求することは整合性に欠けると考えている。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、その検討結果を待って対応することとなっているようである。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、市営住宅等使用料の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・調定行為・請求等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底の動きに留意されたい。 また、確定遅延損害金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>住宅政策課</p>	<p>都市部</p>	<p>229</p>
<p>[債権番号：311] 11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について</p>	<p>② 市場施設使用料等に係る遅延損害金の徴収について(指摘)</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 公設市場がこれまで実務上前提としてきた市場施設使用料の法的性格については、私債権であると判断している。電気料立替金の法的性格についても、私債権であると判断している。私債権の場合、民法の規定により遅延損害金が発生しているため、遅延損害金の算定が可能になり、債務者に請求する必要がある。しかし、公設市場はこれまで督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収してこなかった。 なお、市場施設使用料の法的性格については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改善措置命令等の規定から公債権である性格が強く、非強制徴収公債権であると判断することもできる。公債権と考えた場合でも、今後未収債権の時効管理等において、リスク・マネジメントに留意する必要がある。</p> <p>【結果】 市場施設使用料の法的性格を私債権と踏襲するにしても、電気料立替金に係る遅延損害金と同様、民法の規定に基づき遅延損害金を算定し徴収されたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、さらに債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。</p>	<p>令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>公設市場</p>	<p>経済産業部</p>	<p>269</p>
<p>[債権番号：312] 13. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について</p>	<p>③ 遅延損害金の算定及び請求等について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 滞納繰越分返納金の滞納債権に係る遅延損害金については、これまでに分割納付の納期限までに申し出なく納付がなかったことがなかったため、遅延損害金を課すことがなかった。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、現在の事実上の分納では、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないにも拘らず、分割納付の納期限までに納付がなかった場合のみ遅延損害金が発生するという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、滞納繰越分返納金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 滞納繰越分返納金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、有限会社Iについては、他自治体にも同様の滞納債権があり、遅延損害金の請求に際しては、他自治体での遅延損害金の取り扱いにも留意するとともに、利用者が本来受けられる介護保険サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	<p>令和4年度から遅延損害金の徴収を開始することとしました。端数計算等の規定を新設するため、債権管理条例の改正手続も進めます。</p>	<p>措置等を講じた</p>	<p>高齢者支援課</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>281</p>